

笠岡市児童館

指定管理者募集要項

令和3年9月

笠岡市こども部子育て支援課

1 趣旨

笠岡市では、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童館の業務を効果的かつ効率的に行うため、「笠岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「笠岡市児童館条例」の規定に基づき、この募集要項により令和4年度から笠岡市児童館の運営管理業務を行う指定管理者を募集します。

指定管理者は、公募型プロポーザル方式を導入することで、創意工夫のある提案により、施設の利用者のニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的かつ効率的な運営管理業務を履行することのできる者を選定します。

2 指定管理者候補者の選定及び指定管理者の指定

笠岡市指定管理者選定委員会において指定管理者選定基準に基づき指定管理者候補者の選定を行います。候補者は笠岡市議会の議決を経て正式な指定管理者に決定します。

3 施設の概要

- (1) 施設の名称 大井児童館
- (2) 所在地 笠岡市大井南52番地
- (3) 開設年月日 平成10年4月1日
- (4) 規模
敷地面積 2351.06㎡
建築面積 270.88㎡
延床面積 241.00㎡
- (5) 構造 鉄骨平屋造り平屋建て
- (6) 施設の内容 遊戯室（1室）、図書室（1室）、事務室（1室）、
児童クラブ室（1室）、便所（1室）、身障者便所（1室）

4 参加資格等

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人又は社会福祉法人若しくは次の要件を満たす団体であること。（法人格の有無は問わない。）
 - ア 児童館を運営するために必要な経済的基盤があること。
 - イ 社会的信望を有すること。
 - ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有

する者を含むこと。

エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続きをしていないものであること。
- (4) 笠岡市が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について、指名保留又は指名停止措置を受けていないものであること。
- (5) 税金について滞納がないものであること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

【留意事項】

複数の法人等で構成される団体（以下「グループ」という。）で申請される場合は、以下の点に留意してください。

- (1) グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定してください。なお、代表団体、構成団体の変更は原則として認めません。
- (2) 申請時にグループの概要（グループの名称及び代表団体、構成団体の名称、所在地、連絡先等）が分かる書類（様式は問いません。）を添付してください。
- (3) 当該グループの構成団体は、別のグループの構成団体となり又は単独で申請することとはできません。
- (4) 大井児童館の管理運営に関する事業計画書及び管理運営に関する収支予算書以外の添付書類については、構成団体ごとに提出してください。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 本募集要項に示された参加資格を満たしていないことが判明した場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が判明した場合
- (3) 選考委員又は関係者に協力援助を求めた場合
- (4) 談合、不正行為等を行ったと認められる場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) その他本募集要項等に適合しない場合

6 公募・選考等スケジュール

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| (1) 公募期間 | 令和3年9月15日(水)から令和3年10月13日(水)まで |
| (2) 募集要項等の公示 | 令和3年 9月15日(水) |
| (3) 質問の受付締切 | 令和3年 9月24日(金) |
| (4) 質問の回答期限 | 令和3年10月 1日(金) |
| (5) 申請書類等の提出期限 | 令和3年10月13日(水) |
| (6) ヒアリング審査(予定) | 令和3年10月下旬 |
| (7) 指定管理候補者の選考結果の通知・公表 | 令和3年10月下旬 |
| (8) 12月議会議決(指定管理者の決定) | 令和3年12月下旬 |

※(6)については、後日、申請団体に連絡します。

7 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- | | |
|----------|--|
| (1) 受付方法 | 文書で提出してください。電話及び口頭での質問は受け付けません。 |
| (2) 質問書 | 別記様式1 |
| (3) 受付締切 | 令和3年9月24日(金)午後5時15分まで |
| (4) 提出方法 | 電子メール、FAX(送信後に電話により受信確認してください。)又は子育て支援課に持参 |

住 所：〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1

電 話：0865-69-2132

F A X：0865-69-2561

電子メール：kosodateshien@city.kasaoka.lg.jp

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (5) 回答方法 | 令和3年10月1日(金)までに笠岡市ホームページに掲載します。 |
|----------|---------------------------------|

8 申請書類等の提出

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出期限 | 令和3年10月13日(水) |
| (2) 受付時間 | 月曜日から金曜日までの日(祝日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。) |
| (3) 提出方法 | 子育て支援課窓口を持参すること。 |
| (4) 提出書類 | |

指定の申請は、指定管理者指定申請書(笠岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて申請してください。

- ア 定款及び法人の履歴事項全部証明書（法人以外の団体にあつてはこれらの相当する書類）
 - イ 財産目録，貸借対照表，事業報告書，損益計算書及び利益処分計算書（最近2事業年度の実績）
 - ウ 法人等の事業計画書及び収支予算書（今年度分（法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類））
 - エ 印鑑証明書（申請書提出日において発行から3月以内のもの）
 - オ 役員の名簿及び履歴書（法人でない団体で，代表者又は管理人の定めがある者の代表者又は管理人を含む。）
 - カ 法人等概要書（組織及び運営に関する事項（本社及び事業所所在地，設立年月日，従業員数，経営理念及び方針，組織図，主たる事業の実績，売上高）を記載した書類）
 - キ 欠格事項に該当しない宣誓書（別記様式2）
 - ク 公の施設の管理に関する事業計画書（別記様式3）及び収支予算書，積算内訳書（指定管理期間に係る各年度の書類）
 - ケ 国税に係る法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（最近2事業年度の実績）
 - コ 市税に係る税額の記載されている納税証明書（最近2事業年度の実績）
 - サ 選定結果通知用封筒一式（長型3号封筒に選定結果通知の送付先を明記し，配達記録郵便相当分の切手を貼付したもの）
 - シ 主な出資者（株主）名簿（任意の様式で提出）
 - ス その他市長等が必要と認める書類
- (5) 提出部数 10部（正本1部，副本9部）※副本はコピー可
- (6) 提出書類の作成費用及び提出後の取扱い
- 提出書類の作成費用は，全て申請者の負担とします。また，提出書類の変更，差替え，再提出，返却に応じることはできません。提出書類は，事業者の選定及び選定後の事業運営以外に，提出者に無断で使用しませんが，必要な範囲で複製することができます。また，著作権者の同意のもとに笠岡市情報公開条例に基づき公開することができるものとします。
- (7) 無効となる提出書類
- ア 参加資格のない者が提出したもの
 - イ 提出期限までに健康推進課に提出されなかったもの
 - ウ 記載押印が漏れているもの

- エ 金額その他記載事項が明らかでないもの
- オ その他本募集要項を満たしていないもの

9 指定管理における基本事項

(1) 児童館の運営管理について

- ア 施設の設置目的に沿った運営管理を行うこと。
- イ 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平、公正な運営を行うこと。
- ウ 関係法令等を理解した上で遵守すること。
- エ 施設の利用者の安全と快適性の確保を図ること。
- オ 施設の保全に努めること。
- カ 施設の利用促進を図ること。
- キ 適正かつ効率的な運営管理を行い、経費の削減に努めること。
- ク 環境負荷の低減を図ること。
- ケ 他の関係施設、利用団体等との連携を図るとともに、魅力ある自主事業を実施し、市民サービスの向上に努めること。
- コ 運営管理に関する業務を一括して再委託しないこと。

(2) 児童館の利用許可について

原則として、児童及び保護者等が自由に来館し、利用することができるようにしてください。

(3) 児童館の利用の制限について

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の利用を許可してはいけません。

- ア 社会教育上不適当である催し又は集会であると認められるとき。
- イ 営利を目的として利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ウ 施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。
- エ その他大井児童館の管理上支障があると認められるとき。

(4) 笠岡市情報公開条例の適用について

指定管理者は、笠岡市情報公開条例（平成10年笠岡市条例第13号）第19条の2の規定に基づき、情報公開の努力義務を負います。また、指定管理者に指定された後に笠岡市と締結する協定書において、笠岡市から管理業務に関する文書等（管理業務の遂行に当たり作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録等で指定管理者が保有しているもの）の提出の求めがあった場合には、これに応じる義務を負います。

(5) 笠岡市個人情報保護条例の適用について

指定管理者は、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の適正管理に関して、笠岡市個人情報保護条例（平成13年笠岡市条例第13号）第30条の2の規定に基づき、個人情報の保護に努める義務を負います。

(6) 利用料金について

大井児童館の管理運営に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」は採用しません。

10 指定管理者が行う業務

指定管理者が実施することとなる運営管理業務の詳細及びその基準については、別紙「笠岡市児童館指定管理者仕様書」のとおりです。

11 指定管理期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

12 指定管理業務に関する経費等

(1) 委託料

笠岡市は、大井児童館の管理に必要な経費として、一定額の委託料を予算の範囲内で支払います。期間中に笠岡市が支払う委託料の年額は、提出された収支予算書の提案額に基づき、笠岡市と指定管理者との間で締結する協定書で定めた額を執行するものとします。また、委託料は分割支払いとすることとし、詳細は協定書で定めることとします。

※参考

施設名	過去3年間委託料実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童館分	5,851千円	5,859千円	5,866千円
拠点事業分	2,285千円	2,380千円	2,996千円
計	8,136千円	8,239千円	8,862千円

(2) 指定管理者に帰属させることができる収入

指定管理者は、自主事業により収入を得た場合、その収入を自らに帰属させることができます。なお、自主事業については、自主事業計画書に記載し笠岡市との協議が必要です。

1 3 選定基準

応募者から提出された指定管理者指定申請書等の書類審査等について、笠岡市指定管理者選定委員会により、次に掲げる選定基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定します。

指 定 管 理 者 選 定 基 準		
選 定 基 準	審 査 項 目	審 査 内 容
1. 事業計画が、平等な利用を確保できるものであること	(1) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	①全ての利用者に対して平等利用が確保されるか(個人利用)
		②利用者の特定化などの偏りはないか(連携する団体など)
		③利用者本位のサービスが提供されるか
2. 事業計画が、施設の機能を最大限発揮するとともに、効率的な運営が図られるものであること	(1) 施設の設置目的を達成するための目標	④施設の設置目的や性格を十分理解し、適切な運営方針が設定されているか
		⑤運営への意欲・熱意はあるか
		⑥利用拡大のための取り組みは適切か
	(2) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	⑦事業内容が施設の目的に合致し、サービス向上となっているか
		⑧利用者や地域の意見を運営に反映させられるか
		⑨地域・関係団体・他の施設等との連携を考えているか
		⑩利用者の安全対策が十分検討されているか
		⑪市民活動を支援する公共施設としての機能を発揮できる運営を検討しているか
		⑫施設管理、安全管理は適切かつ効率的に行えるか
		⑬必要な経費を計上しているか
(3) 施設の維持管理の適正化	⑭収入・支出の積算と事業計画の整合性が図られているか	
	⑮経営理念は適切か	
3. 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること	(1) 収支計画の内容	⑯類似施設を良好に運営した実績はあるか
		⑰選任職員を配置し、十分な職員体制がとられているか
	(2) 安定した運営が可能な人的能力	⑱職員の資質向上のための研修体制は十分か
		⑲財務状況をはじめ法人として健全な経営は行われているか
		⑳個人情報保護や情報公開のための適切な情報管理体制が整備されているか
4. 安全確保及び個人情報の保護	(1) 適切な管理を行うための能力	㉑災害・事故等の緊急事態に対応する体制がとれているか
		㉒地域交流・協調が配慮されているか

1 4 ヒアリング等

選定にあたり、提出書類による書類審査の後、笠岡市指定管理者選定委員会によるヒアリングを行います。ヒアリングの日時、場所等については後日連絡しますので、提案内容を説明できる人の出席をお願いします。

(1) 日時 令和3年10月下旬

(2) 場所 笠岡市役所

1 5 配付資料

仕様書、笠岡市児童館条例及び同施行規則

1 6 お問い合わせ

笠岡市子ども部子育て支援課

TEL : (0865) 69-2132

FAX : (0865) 69-2561

E-mail : kosodateshien@city.kasaoka.lg.jp